

東労発基第 175 号  
平成 28 年 3 月 14 日

関係団体代表者 殿

東京労働局長



### 平成 28 年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について

日頃、労働基準行政とりわけ労働者の健康確保対策の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619002 号で示した「職場における熱中症の予防について」（別紙 1）により推進しているところです。

東京労働局管内の平成 27 年の職場における熱中症による休業 4 日以上の死傷者数は 37 人（平成 28 年 2 月 15 日現在の速報値）となり、昨年（46 人）と比べて減少しているものの、東京労働局では、第 12 次東京労働局労働災害防止計画（平成 25 年度から同 29 年度まで）において、「計画期間中の熱中症による死傷災害の発生件数の合計を、第 11 次東京労働局労働災害防止計画期間中（同 20 年度から同 24 年度まで）の件数と比較して 20% 以上減少させる」ことを目標の一つとして掲げており、当該目標の達成に向け、平成 28 年においても、熱中症が多発している分野である建設業、清掃業、警備業（主として建設現場における警備業務）等の屋外型産業を中心として、早い時期から熱中症予防対策を講じていただくよう呼びかけを行っております。

つきましては、貴職におかれましては、会員事業場への周知等について特段のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、熱中症予防に係るリーフレットを同封いたしますので、周知等にご活用ください。